

答 申

1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報につき、その一部を不開示とした決定については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が令和6年12月2日付で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づいて行った保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同月16日付で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、取り消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

（1） 審査請求書における主張

ア 開示請求した令和3年3月23日付け懲戒処分上申書は、反論の機会も与えられないまま提出され、私個人への誹謗中傷及びパワーハラスメントを目的として作成されたものと考えられ、当該上申に係る違法行為の有無及び事実の真偽について確認する必要がある。また、誹謗中傷を訴えられた自分は、その内容を知るべき立場にあり、どのように上申に係る審議がされたのか確認する必要がある。私にかけられた嫌疑を払拭することで、尊厳を回復することは、当然の権利である。

イ 本件の不開示理由として、「特定の個人を識別できるため」、「公正な人事の確保に支障を及ぼす」というような記載が散見されるが、上申に関わった3人の上司は、市立病院の幹部職員である。自らの発言が特定されたとしても、自らの行動や発言に対して責任をとるべき職責がある。

（2） 反論書における主張

ア 弁明書2（2）イについて

（ア）規律違反の内容・証拠等は病院事務局長の職務執行の内容にかかる部分であり、誹謗中傷されたとされる看護師等の個人に関する情報ではない。誹謗を受けたとされる看護師の名前を不開示とすれば足りる。

（イ）弁明書には、「健康マイレージの不正取得について注意を受けていることで、規律違反があったと考える相当の事情があった」としているが、私はこの件で誰からも注意された覚えはない。スタンプは市の係員が、家族それぞれの持ちカードに都度押印しており、そのプロセスで不正を行う余地はない。ところが、

弁明書では、私が不正行為を行ったと認定しており、市の公式文書である以上、私の尊厳が傷ついているのは明らかである。しかも、本件は上申する段階で、事実関係を私に一切確認していない。そもそも、勤務時間外の市民向け活動を懲戒理由とするのは理不尽。したがって相当の事情があるとは言えない。

また、看護師に対する誹謗中傷について、「審査請求人の行為と断定できるものではないと判断されている」ため、尊厳が不当に傷付けられていないとしているが、上申書は私に確認することなく一方的に作成し、一部公開された内容すらも事実と異なっていた。令和3年6月1日懲戒審査委員会では、事務局に根拠を再確認するよう指示したが、事務局から追加の根拠がなかったことから、懲戒処分を否決したものであるが、「明らかに規律違反となる内容ではなかった」とされただけで、事実関係は不明なまま残され、潔白が証明されたわけでもなく、相変わらず疑いは晴れていないと考えられる。

付け加えると、懲戒審査委員会の質疑では、健康マイレージ及び看護師への誹謗中傷の件については、全く質疑を受けていないため上申されたことも知らず、事実関係を否認する機会も得ていない。

また、不開示になった部分に関し、かなりショッキングな内容が含まれていると聞いており、開示されれば、私は事実関係を証拠提出により明確に否定し潔白を証明することができるので、尊厳の回復が可能である。

(ウ) 職員が聴取に答えた内容であれば、職務執行の内容に係る部分である。

イ 弁明書2(2)ウについて

法第78条第1項第6号は、決裁等の事務処理が終了していない文書を念頭においた定めであるところ、本件では事実処理は終了しているので同号該当を理由に不開示とすることは許されない。

ウ 弁明書2(2)エについて

法第78条第1項第7号の趣旨は、人事評価を本人にフィードバックすることを想定していない場合を前提としており、名張市でフィードバックすることが想定される内容については同号でもって非開示とすることは許されない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 当該不開示部分は、名張市職員懲戒審査に関する要綱（昭和58年9月1日名張市制定）第3条第1項の規定に基づき、審査請求人に規律違反の疑いがあるとして、令和3年3月23日付けで、当時の市立病院事務局長が名張市長に上申した際の提出書類のうち、規律違反の内容、証拠等を記載したものである（以下、同上申を「本件上申」といい、本件上申に基づいて実施された懲戒審査手続を「本件懲戒審査手続」という。）が、そのいずれについても、審査請求人より誹謗を受け

たとする看護師等の「開示請求者以外の個人に関する情報」であって「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」となるもの」の記載である。また、これらを開示することが予定されている情報ともいえないため、法第78条第1項第2号イには該当しない。

イ 本件懲戒審査手続は、結果として懲戒処分には至らなかったものの、健康マイレージの不正取得について市の担当職員から注意を受けるなど、当時の市立病院事務局長が審査請求人に規律違反があったと思料するに相当の事情があったことを考えると、本件上申自体が不当であったとはいえない。よって、上申により審査請求人の名誉、信用等（人格権）を不当に侵害したとはいえず、同号ロには該当しない。

また、本件懲戒審査手続において審査された結果、看護師に対する誹謗中傷については審査請求人の行為と断定できるものではないと判断されており、審査請求人の尊厳が不当に傷つけられた事実はないことから同号ロには該当しない。

ウ 当該不開示部分には、審査請求人から誹謗を受けたとする看護師や関係する職員から聴取した内容等の記載がある。これらの職員は公務員であるものの、当該不開示部分の内容は当該職員が受けた誹謗中傷に係るものであり、当該職員の「職務遂行の内容」（法第78条第1項第2号ハ）に係るものとはいえず、該当しない。

エ 上申に関わった上司には、自らの行動や発言に対して責任を取るべき責務がある等主張しているが、保有個人情報の開示の可否は、法に基づき判断されるべきものであり、法第78条第1項第2号の該当性を判断するに当たって影響を与えるものではない。

（2） 法第78条第1項第6号の該当性について

ア 令和3年3月30日に名張市役所で開催された職員懲戒審査委員会で、委員から市立病院事務局の職員に対して出された質問とその回答が記載されている。これらの内容を開示するという取扱いをすると、今後の懲戒審査の事案において、審査対象となる職員からの非難や圧力を恐れて、率直な意見交換が阻害されるなど、懲戒処分に係る市の意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。よって、当該不開示部分は、法第78条第1項第6号に該当する。

イ 審査申出人は、不当な上申により自身の尊厳が傷付けられ、その回復を求めることは当然の権利である、上申に関わった上司には、自らの行動や発言に対して責任を取るべき責務がある等、主張しているが、これらの主張は、法第78条第1項第6号の該当性を判断するに当たって影響を与えるものではない。

（3） 法第78条第1項第7号への該当性について

ア 令和3年3月23日付で、当時の市立病院事務局長が名張市長に懲戒処分の上申した際の提出書類である身上調査書のうち、審査請求人の勤務の状況、平素の行状、規律違反と思料する行為の発覚の端緒を記載した部分と、当該上申書の添付書類のうち、審査請求人の言動について他の職員から聴取した内容等が記載さ

れた部分である。これらの内容を開示するという取扱いをすると、今後の懲戒審査の事案において、審査対象となる職員からの非難や圧力を恐れて、率直な意見交換を躊躇することとなったり、懲戒処分の量定等を検討する手法や判断基準を推測されるなど、公正かつ円滑な懲戒審査に支障を及ぼすおそれがある。よって、当該不開示部分は、法第78条第1項第7号へに該当する。

イ 審査請求人は、不当な上申により尊厳が傷付けられ、その回復を求めることは当然の権利であると主張している。法第78条第1項第7号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無の判断に当たっては、開示することの利益が比較衡量の対象になることを踏まえると、開示による審査請求人の利益が、不開示による「公正かつ円滑な人事の確保」の利益を優越する場合には、開示すべきと考える余地があるが、当時の市立病院事務局長が審査請求人に規律違反があったと思料するに相当の事情があったことを考えると、上申自体が不当であったとはいえず、上申により審査請求人の名誉、信用等（人格権）を不当に侵害したとはいえないのであるから、開示することによる利益が優越するとは認められない。

ウ 上申に関わった上司には、自らの行動や発言に対して責任を取るべき職責がある等主張しているが、保有個人情報の開示の可否は、法に基づき判断されるべきものであり、法第78条第1項第7号への該当性を判断するに当たって影響を与えるものではない。

(4) 不存在と判断したことについて

開示請求者に係る令和6年度人事評価シート及び請求者の賞罰の記録は、いずれも作成し、又は取得していないため、不存在として、不開示とした決定は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 不開示部分を含む文書を見分した上で以下のとおり判断する。

(2) 文書番号②、同③のうち「規律違反の発覚の端緒」8行ないし10行まで及び同⑤についての各不開示部分について

ア 当該不開示部分は、名張市職員懲戒審査に関する要綱（昭和58年9月1日名張市制定。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、審査請求人に看護師に対する誹謗など3つの規律違反の疑いがあるとして、市立病院事務局長が名張市長に本件上申をした際の提出書類のうち、特定看護師に対する誹謗の内容、方法、その証拠等であるが、看護師等の「開示請求者以外の個人に関する情報」であり、「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するため、法第78条第1項第2号に該当する。

イ 当該不開示部分は、審査請求人に対する本件懲戒審査手続における3つの規律違反のうちの1つとされたため、法第78条第1項第2号イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている

情報」に該当するかが問題となる。

本件懲戒審査手続は、次のように行われた。

令和３年３月２３日 本件上申書の提出。

同月３０日 名張市職員懲戒審査委員会が開催（審査請求人は不出席）。看護師への誹謗については市立病院事務局からの根拠資料では審査請求人の行為と断定できるものがないとされ、同事務局に再度確認することとした。

その後、同事務局より回答があったものの、内容が明確となるものではなく、最終的な判断は委員長（副市長）一任とされた。

令和３年６月１日 副市長が審査請求人と面談。

同月３日 名張市職員懲戒審査委員会を開催し、懲戒処分を行わないことに決定。

同月８日 名張市職員懲戒審査委員会が市長に対し懲戒審査報告書を提出。

職員に対する懲戒については、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条などに規定があるほか、名張市においては、職員の懲戒手続及び効果等について名張市職員の懲戒手続及び効果に関する条例（昭和３０年名張市条例第２号）、名張市職員懲戒審査に関する要綱、名張市職員懲戒審査委員会設置規程（昭和５８年名張市規程第６号）などが定められているが、懲戒手続において、規律違反に該当する具体的な行為の内容及び証拠等について、対象職員に告知するといった規定はない。

本件懲戒審査手続においては、本件上申書（添付資料を含む）及び市立病院事務局の回答からは本人の行為と断定できるものがないとされている。また、同年６月１日の副市長と審査請求人との面談時の記録がないためやり取りの内容は不明であるが、審査請求人の反論書（令和７年４月２８日付け）によれば、看護師への誹謗中傷の件については全く質疑を受けていないとされている。

以上より、職員に対する懲戒処分を行う場合には、懲戒処分が不利益な処分であることに鑑み、対象職員に規律違反に該当する具体的な行為の内容等を告知して弁明の機会を与えるべきであろうし、不利益処分説明書（地方公務員法第４９条）により懲戒処分の事由が示されるものである。しかし、本件懲戒審査手続では、処分に値するものはないとして懲戒処分等を行わないこととされたため、審査請求人に対し、規律違反に該当する具体的な行為の内容等を告知すべきであったとはいえ、不利益処分説明書が交付されることもない。また、令和３年６月１日の審査請求人と副市長との面談などにおいても、看護師に対する誹謗について審査請求人から聴取がなされたとは伺われないものであるから、本件懲戒審査手続において、審査請求人に対し、看護師に対する誹謗の内容が示されていたともいえない。その他、本件懲戒審査手続において、看護師への誹謗は審査請求人によるものとは認められなかったと考えられることからすれば、審査請求人自らの行為として、看護師への誹謗の内容を知っていたともいえない。

したがって、法第78条第1項第2号イには該当しない。

ウ 次に、当該不開示部分が、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法第78条第1項第2号ロ）に該当するかが問題となる。

法第78条第1項第2号ロは、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較考量して、後者が前者に優越する場合に、開示が義務付けられるものと解される。

審査請求人は、「不当な上申により自身の尊厳が傷つけられ、その回復を求める権利」のため開示することが必要だと主張している。しかし、要綱第3条によれば、「所属長は、所属職員に規律違反の疑いがあると認めるときは、速やかに懲戒処分上申書…任命権者に上申しなければならない」とされているので、結果的に本件職員懲戒審査委員会において規律違反があったとは断定できないとされたとしても、同条による上申が直ちに違法となるものではない。また、要綱第3条第1項第1号では、懲戒処分上申書に添付すべき証拠書類として、「本人の聴取書又は始末書。ただし、本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書」としているが、本件では審査請求人の聴取自体が行われていない。審査請求人が休業中であつたことを考慮しても、聴取等を試みた形跡もないことや、本件上申が審査請求人の休業期間中になされたことが適当であつたかなどの疑問点はあるものの、本件上申（添付資料含む）の内容を見分したところ、不当な上申であつたとまではいえない。

他方、誹謗を受けた事実やその具体的な内容は、秘匿性の高い情報だと考えられるため、誹謗の内容、方法などの詳細が開示されると、誹謗を受けた看護師の不利益は大きいものであると考えられる。

したがって、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較考量して、後者が前者に優越するとはいえず、法第78条第1項第2号ロには該当しない。

エ 当該不開示部分は、看護師が受けた誹謗に関するものであり、看護師が公務員であるからといって「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するものではない。

したがって、法第78条第1項第2号ロに該当しない。

オ 以上より、当該不開示部分は、不開示とすべきである。

(3) 文書番号③、同⑥のうち1頁13行ないし同頁末及び同⑦のうち1頁全ての各不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち文書番号⑥の13行ないし14行は、審査請求人に対してなしたとされる注意に関する記載であり、既に審査請求人に開示済みの「懲戒処分報告書」にも同旨の記載が認められるから、これを開示したからといって、

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」
(法第78条第1項第7号へ) があるとは認められない。

よって、当該部分は開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち、アを除く部分

当該部分は本件上申の際の提出書類である身上調査書のうち、審査請求人の勤務の状況、平素の行状、規律違反と思料する行為の発覚の端緒を記載した部分と、当該上申書の添付書類のうち、審査請求人の言動、行動等やそれに対する意見、評価等を記載した部分である。上記添付書類は、いずれも本件職員懲戒審査委員会の審査資料として、他の職員により作成されたものであるとされる。

要綱第3条によれば、所属職員に規律違反の疑いがあると認めるときは、懲戒処分上申書及び身上調査書に、関係者の聴取書又は陳述書、その他必要書類などを添えて任命権者に上申しなければならないとされている。また、要綱で身上調査書の様式が定められており、勤務の状況、平素の行状、規律違反発覚の端緒、部内及び部外に与えた影響を記載するものとされている。

懲戒処分の上申にあたり、勤務の状況等を記載した身上調査書、関係者の聴取書等の提出を求めた趣旨は、職員懲戒審査委員会等において審査をし、懲戒処分をするかどうかやその量定等を判断するにあたり、規律違反の証拠、部内外への影響や、勤務の状況、平素の行状を把握することが重要であるから、これらに関する資料の提出を求めたものであると解される。

したがって、関係者から率直な意見や、詳細な陳述書等が提出される必要があるものであるが、これらが開示されることとなると、今後の懲戒審査の事案において、審査対象となる職員からの非難や圧力を恐れて、率直な意見や、陳述が得られなくなり、公正かつ円滑な懲戒審査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該部分は、法第78条第1項第7号へ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものに該当するから、当該部分は不開示とすべきである。

(4) 文書番号⑥のうち1頁10行ないし12行及び同2頁ないし5頁の各不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、文書番号⑥のうち2頁ないし3頁までのうち審査請求人に関する項目全ては、いずれも、審査請求人の氏名及び審査請求人が名張市ケンコーマイレージ事業において、ポイント付与を受けたとされる事業の番号等が一覧として記載されているものであるが、「開示請求者以外の個人に関する情報」は含まれないから、法第78条第1項第2号に該当せず、これを開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち、アを除く部分は、審査請求人以外の各個人の氏名及び当該各個人が名張市ケンコーマイレージ事業において、ポイント付与を受けたとされる事業の番号等が一覧として記載されているものなどである。

当該不開示とすべき部分は、「開示請求者以外の個人情報に関する情報」であり、「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当するため、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

そして、提出された資料からは、不開示とすべき部分に記載された各個人と審査請求人との関係が不明であり、審査請求人が知りうる情報であるかどうか明らかではないため、法第 78 条第 1 項第 2 号イには該当しない

よって、不開示とすべきである。

(5) 文書番号⑦のうち 4 頁 10 行ないし 7 頁 8 行及び同 9 頁 7 行ないし同頁末の各不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、文書番号⑦ 4 頁 10 行ないし 11 行、6 頁 1 行の部分について

当該部分は、審査請求人から職場でのハラスメント相談を受けて、職員において審査請求人が訴える内容を確認した上で、上司の聴き取りを行うことの了解をとったこと、聴き取りをした上司の氏名及び聴き取りをした日付等が記載されている。

これら情報は、「開示請求者以外の個人情報」(法第 78 条第 1 項第 2 号) が含まれるものの、いずれも審査請求人が知っていた情報であり、慣行として知ることができる情報(法第 78 条第 1 項第 2 号イ) に該当する。そして、審査請求人が知っている情報を開示したとしても、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(法第 78 条第 1 項第 7 号柱書) であるとはいえない。

よって、当該部分は開示すべきである。

イ 当該非開示部分のうち、アを除く部分について

当該部分は、審査請求人から職場でのハラスメント相談を受けて、関係者から聴き取りをした内容が具体的に記載されている。これを開示すると、非公開であることを前提に調査に協力した関係者のヒアリング調査における具体的な内容が一方の当事者に開示されることとなり、以後のハラスメント事案の聴き取りに際して、関係者が自らの証言内容が公になることをおそれ、率直な意見の表明を差し控える等、調査への協力を得ることが困難となり、ハラスメントの調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当するため、非開示とすべきである。

(6) 文書番号⑧及び同⑨の各不開示部分について

ア 当該不開示部分は、本件職員懲戒審査委員会で、委員から市立病院事務局職員に対して出された質問とその回答が記載されている。

当該不開示部分が開示されると、質問の前提となる委員の問題意識や着眼点も推認されることなどから、今後の懲戒審査の事案において、審査対象となる職員からの非難や圧力を恐れて、率直な意見交換が阻害されるなど、懲戒処分に係る市の意思決定の中立性が阻害されるおそれがあることは否定できない。

したがって、法第78条第1項第6号に該当するため、非開示とすべきである。

イ なお、当該不開示部分が開示されると、名張市職員懲戒審査委員会が、どの事実を重視し、どのような手法で審査を進行させていくのか推認させることとなり、今後の同委員会の審査業務に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号へにも該当すると考えられる。

(7) 不存在とされた文書について

文書番号⑫及び⑬は、いずれも作成し、取得していないため、不存在として、不開示とすべきである。

(8) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年5月20日	諮問
令和7年7月7日	令和7年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和7年8月25日	令和7年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和7年9月11日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	大北 萬美子	百合が丘地区高齢者サロン 代表者

別表 審査請求に係る対象公文書一覧

1 文書番号	2 文書日付	3 文書名	4 開示・不開示（部分開示を含む。）・不存在の別	5 不開示の部分	6 審査会において開示すべきとした部分
①	令和3年3月30日	懲戒審査要請書	開示	—	
②	令和3年3月23日	懲戒処分上申書	不開示	「規律違反の場所」欄2行目8文字目ないし同行末	
				「規律違反の内容」欄5行ないし7行	
				「規律違反の証拠」欄4行	
③	令和3年3月23日	身上調査書	不開示	「勤務の状況」欄の記載、「平素の行状」欄の記載	
				「規律違反の発覚の端緒」欄の記載	
④（②の添付書類）	—	資料①	開示	—	
⑤（②の添付書類）	—	資料②	不開示	1頁2行ないし同頁末、2頁「職員履歴」の次の項目の全て、3頁、4頁、5頁3行ないし同頁末、6頁	
⑥（②の添付書類）	—	資料③	不開示	1頁10行ないし12行	
				1頁13行ないし同頁末	1頁13行ないし14行
				2頁ないし5頁	2頁ないし5頁までのうち審査請求人に関する項目の全て
⑦（②の添付書類）	—	資料④	不開示	1頁	
				4頁10行ないし7頁8行、9頁7行ないし同頁末	4頁10行ないし11行、6頁1行
⑧	令和3年3月30日	名張市職員懲戒審査委員会事項書	不開示	1頁13行ないし2頁7行	
⑨	—	⑧記載の質問への回答書	不開示	全て	
⑩	令和3年6月8日	懲戒審査報告書	開示	—	
⑪	—	開示請求者に係る令和5年度人事評価シート	開示	—	
⑫	—	開示請求者に係る令和6年度人事評価シート	不存在	—	
⑬	—	請求者の賞罰の記録	不存在	—	